

前庭管理業務処理要領

北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センター前庭管理業務処理について、必要な事項を次のとおり定める。

1. 管理の対象地域

北見市大正353-19

北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センター前庭（庭園の植栽他）
(別紙図面のとおり)

2. 委託業務

1 芝生の管理

(1) 芝刈

携帯草刈機 1,488m² (図面)
3回 (6月～9月)

(2) 施肥 1,488m² (図面)
1回 (6月)

芝生の管理については、常に芝生の育成・養成に努めること。

2 樹木の管理

(1) 樹木剪定 1回 (5月)
(2) 冬廻い取り付け (ポール取付含む。) 1回 (11月)
(3) 冬廻い取り外し (ポール取り外し含む。) 1回 (4月)

樹木の枝払い等を行い、育成・養成に努めること。

3 花壇の管理

(1) 除草
除草 3回 (6月～9月)

3. その他

以上の業務のほか、常に前庭の状況を把握し、特別な措置が必要な場合は、その状況を速やかに報告して協議する。

※自然状況等により実施時期等の変更が生じる場合があります。

食品加工技術センター施設平面図

